

## 国語問題題

はじめに、これを読みなさい。

この問題用紙は十三ページある。ただし、ページ番号のない白紙は、ページ数に含まない。

解答用紙に印刷されている受験番号が正しいかどうか、受験票と照合して確認すること。

監督者の指示に従い、解答用紙の氏名欄に氏名を記入すること。

解答は、すべて解答用紙の所定欄にマーク、もしくは記入すること。所定欄以外のところには、何も記入しないこと。

マーク式問題の解答はすべて一つなので、二つ以上マークしないこと。

字数が指定された問題では、句読点などの記号も字数に含む。

解答は、必ず鉛筆またはシャープペンシル（いずれもH B・黒）で記入すること。

解答は楷書で正しく記すこと。薄い文字や小さな文字、点画をつなげた文字など、あいまいな文字は不正解とする。

訂正する場合は、消しゴムできれいに消し、消しきずを残さないこと。

解答用紙は、絶対に汚したり折り曲げたりしないこと。

解答用紙はすべて回収する。持ち帰らず、必ず提出すること。

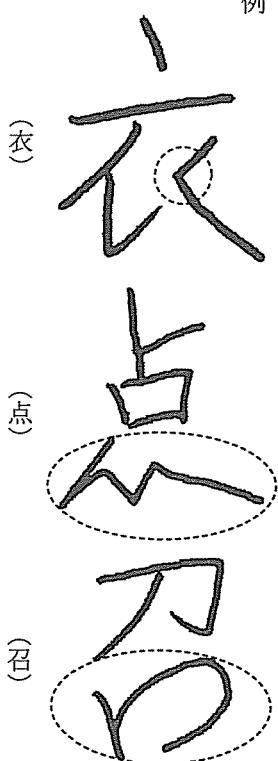
この問題冊子は会場などに放置せず、必ず持ち帰ること。

試験時間は六十分である。

マーク記入例

| 良い例 | 悪い例   |
|-----|-------|
| ○   | ○ × ○ |

不正解になる文字の例







一 次の文章を読んで、設問に対する答えを、解答用紙の該当欄に記入、またはマークしなさい。なお、文中の「現在」「今」とは、この文章が発表された大正十二年（一九二三）当時である点に注意すること。

自由主義は、明治維新とともに極めて力強く我が国に侵入した。封建治下における多年の圧制<sup>1</sup>東に疲れた人々は、自由にあこがれた。そうして自由の名の下に、何事をもなしとげようとした。無論、同じ明治時代でも、その間に行われた自由主義の思想には、自ずから多少のショウ長<sup>2</sup>はあった。また、自由主義の主張のうちある種のものは、いまだになお充分に行われていいないし、當時といえども、必ずしも欧米人が理解したと同じ意味において自由主義を理解したものとは思われない。けれども、そのうち最も重要な職業の自由と、契約の自由と、財産の自由とは、既に明治の当初において早くも制度の上に実現されて、その後漸次にその根底を深めていった。

まず第一に、今まではある種の階級、またはある種の人々に限つて従事することができた各種の職業が、維新とともに漸次、四民にむかって平等に開かるることとなつた。それが職業の自由である。第二にはまた、従来各種の法律関係が、当事者任意の合意による自由決定に任さることなく、直接法律によって規定せられ、また干渉せられていた。それを、当事者自由の合意契約に一任する主義をとるに至つたことは、明治の法制的一大特色である。なお第三に、明治以前の法制においては、ひとり封建法の適用を受けた武士の領地、扶持の類のみならず、一般平民の財産といえども、公力によつて制限せらるるところが多かつた。それを変更して財産の自由を確立し、絶対的な私有財産制度を作り上げたものもまた、明治である。

万事を武士本位に考えた徳川時代の法制においては、国家が物価、地代、家賃、労銀（賃金）等に対しても、干渉的立法を試むることは、決して珍しいことではなかつた。

大火災、暴風雨等天災の後において、材木商、大工その他の職人らが、不當に物価ないし労銀を高騰せしむることを禁止したる幾多の法令あるはもちろん、天保十二年（一八四一）辛丑四月十日の町触れのごときは、

諸色（諸々の品物）直段（値段）の儀は、元方（製造元や問屋）相場を見合はせ売買いたし候へども、諸職人手間賃・人足賃は、元

方にかかはらざる品なれども、地代（借地料）・店賃（家賃）引き上げ候ふに従ひ、商ひ品はもちろん、諸職人手間賃・人足賃に至るまで、引き上げ候ふ道理にこれあり候ふところ、まれには御主意を相弁へ、引き下げ候ふ向（人や場所）もこれあらやに候へども、聊の儀にて、總体の響きにも相成らず。右は畢竟地主ども、沽券高<sup>B</sup>の歩合に当たり候ふ程（土地の価格にふさわしい程度）の地代・店賃取り置き候ふ故、自然高直にも相成り候ふ間、何によらず、すべて寛政度（一七八九）一八〇一）以前の振り合ひ（釣り合い。バランス）に見合はせ、直段引き下げ、職人手間賃・人足賃の儀も、地代・店賃引き下げ候ふ上は、同様の振り合ひに立ち戻り、早々引き下げ候ふ様いたすべし。もし心得違ひの者これあり、相用ゐざるにおいては、吟味（取り調べ）の上、きつと沙汰（厳しい処罰）に及ぶべく候ふ条、町中もれざる様、相触るべきものなり。

というように、一般的に、物価・地代・家賃・労銀等にむかって、概カツ<sup>3</sup>的な制限を試みた法令もあり、また古く明暦元年（一六五五）乙未八月二十一日には、「上<sup>A</sup>職人」の労銀率を、法律をもつて公定し、「其下より（下級）の職人」についてのみ、「相對」<sup>D</sup>の契約を許しているような例がある。

無論、明暦三年を初め寛文十一年（一六七一）、天和二年（一六八一）、貞享元年（一六八四）、正徳元年（一七一一）等に、労働者の賃銀率申し合わせを禁じた法令を出した例もあるけれども、これらはただ、万事武士本位の政策から、物価を引き下げようとして、町人に極度の干渉を加えたものにすぎぬ。従つて、当時間屋、組合、仲間等の名義をもつて、商工業を独占していった排他的同業組合の「」とも、これによる弊害はなはだしきに至れば、たちまちその全部を廃止して、万事を自由競争に委ね、もつて物価の引き下げを計るようなことをしているけれども（天保十二・十三年＝一八四一・四二）、その結果が事実はかばかしからず、「諸品下直にも相成らず、かへつて不融通の趣も相聞こえ候ふ」というようなことになれば、再び昔の問屋・組合の制度を再興するような次第であつて（嘉永元年＝一八四八）、近代的意義における自由主義の佛は、いまだ到底これを認めることができないのである。

ところが明治とともに、万事は段々と自由の契約に放任されることとなつた。今まで法令をもつて決められていたいろいろの事柄は、漸次「相對」の契約をもつて定められる」ととなつた。それでまず第一には、諸地方の法定運賃率——それは極めて

低廉で、従来各地方の百姓等をはなはだしく苦しめたものであった——を漸次に廃止した。しかしこの新主義を最も明瞭に宣言したものは、明治五年八月二十七日の太政官布告第一四〇号であつて、その正文は左の通りである。

地代・店賃の儀、従来東京府下をはじめ、間々その制限を立て置き候ふ向きもこれあるやに相聞こえ候ふどゝる、以来は

双方とも相対をもつて取り極め、貸し借りいたし候ふ儀、勝手たるべき事

一 諸奉公人・諸職人・雇夫ら、給金雇ひ料の儀、これまた今より、双方とも相対をもつて取り極め候ふ儀、勝手たるべき事し。もつとも、諸職人ら、これまで得意、あるいは出入り場と唱へ、常に傭はれ先を極め置き候ふ分、雇ひ主方かたにて他の職人雇ひ入れ候ふ節、かれこれ彼是故障の筋申し掛けの者もこれある由。きやくわいこう向後右様の心得違ひこれなき様いたすべき事

右の通り相違し候ふ条、各府県において、管内もれなく触れ示すべき事

この布告は、言うまでもなく、その前段において地代・家賃に関する制限を撤廃し、後段においてはまた労銀に関する制限を廃止して、全然これを当事者「相対」の「取り極め」に任せることとしたものであつて、後段末尾は、今日米国・仏國等においてしばしば論議される open shop・closed shop の問題と似た事項、すなわち、ある労働者が、ある雇主を自己の独占として、他の労働者が自由競争をもつてその雇主に雇われる)ことを妨げようとする問題について、自由主義の立場から、かかる独占は許すべからぬものとして、open shop 主義を宣明したものである。

なお、この布告を読むについて、大いに注意すべき事柄が一つある。それは、従来の法令の労銀に対する干渉制限は——先に一言した通り——、労銀の最高率を決めてその高騰を妨げることを目的としたものであつて、近來労働問題の勃興とともに最低賃銀率を法定する)ことが要求せられ、また立法されているのとは、全く正反対の精神を有するものである。従つて今、新たなる布告をもつて、「給金・雇料の儀、これまた今より、双方とも相対をもつて取り極め候ふ儀、勝手たるべき」と定めたのは、従来の最高賃銀率を撤廃することによつて、「諸奉公人・諸職人・雇夫ら」の利益を増進せんとする目的に出たのである。これは丁度、英國の産業革命以前におけるエドワード三世やエリザベス女王の労働者条例 Statutes of Labourers における労働賃銀への干渉は、その最高率を定むることによつて、雇主ないし社会全体の利益を図らんとする目的を有したるに反し、産

業革命とともに起つた自由主義の思想は、かかる制限を撤廃して、賃銀の決定を雇主・労働者間の自由契約に一任することを要求したのと同じであつて、東西、事の経過にほぼ同じものあるを見るは、極めて興味ある事柄と言わねばならぬ。

かくのことく、明治の法制は既にその初頭より、契約自由の原則をもつて始まつてゐる。

ところがその後、我が国には機械工業が段々と輸入されて産業革命が始まるとともに、内に無秩序なる産業競争が起り、外においてはまた、我が國も、列強と肩をなべて世界的産業競争の G 中に投ぜねばならぬこととなつた。そうなると、せつかく万事を「相対」の契約に任せて労働者の保護を図つた新制度も、たちまちに、かえつて彼らを禍することとなつた。資本の集積にともなつて、漸次に大資本家が出できた。彼らは、資力において優秀なるはもちろん、その手足として優れたる知識と秩序立ちたる組織とを有するがゆえに、これと個々の引き離されたる労働者との間における賃銀の協定は、形式上自由契約ではあるものの、実質上決して自由ではなかつた。無制限なる自由契約、それは強者にとつてのみの自由であつて、弱者にとつては強制である。賃銀はもちろん、労働時間その他の労働条件は、全くただ資本家の任意にディクテート(命令)し得るところであつて、その日その日のパンを得るに忙しい労働者、企業界ならびに労働市場の状況に通曉せざる労働者にとっては、ただ、かくしてディクテートせられたる労働条件をそのまま受諾するのほか、何らの自由もない。

なるほど、資本家のすべてが鬼である訳がない。彼らの中の多数者は、実は大いに温情主義者であるかも知れない。しかしながら、彼らといえどもまた、自由競争の荒浪の中に揉まれてゐるのだ。資本をもつて競争し、原料をもつて競争し、更に経営をもつて、品質をもつて、激烈な、そうしてきわどい競争をやつて、強食弱肉の巷に苦闘している彼らが、どうして「労働の低廉」をもつてその武器としなかつう。彼らが企業者として競争場<sup>リ</sup>に生きんがためには、あらゆる利用し得べき武器の利用を怠つてはならぬ。そこで彼らは、自ら生きんがために、何らの遠慮会釈もなく賃銀を切り下げる。個々の企業者の温情も聰明も、この傾向を止むべく何らの効もない。殊に、經濟的帝国主義の思想によつて讃美せられ、獎<sup>5</sup>レイせられている对外的産業競争は、この意味における賃銀の切り下げを更にはなはだしからしめる。しかしながら、一步一歩向上の一歩を踏みしめつつ進みくる労働者がどうしてか、よくこの悲惨なる運命を甘受することができよう。労働問題は自然、ここに

起こらざるを得ないのである。

しかるに、現在我が国の為政者は、一方において充分なる労働立法の制定<sup>6</sup>を躊躇しつつ、同時に労働組合の発達その他、労働者の団体的行動を極力妨害しようとを考えている。彼らは恐らく、我が国の労働者は力が弱い、従つて彼らのために特に立場を作つてやるような苦心をせずとも、自分らの政治的地位には何らの支障も起らぬものと、高をくくつてゐるのであろう。けれども、一方において極力団結を阻止しつつ、他方において立法的保護を怠るゝとは、畢竟、契約自由の利益を強者たる資本家にのみ与えんとするものであつて、明々白々たる不公平である。背理である。彼ら自らの尊重する自由主義の真精神に戻るゝべく、極めてはなはだしきものである。

(末弘巖太郎の文章による)

注1 open shop=労働者が、労働組合への加入・非加入にかかわらず、労働条件などについて、使用者から平等の扱いを受ける制度。これに対して closed shop の制度下では、特定の労働組合への加入が雇用の条件となる。

問一 傍線部1～6について、1・2・3・5のカタカナを漢字一文字に直し、4・6の読みをひらがなで記しなさい。

問二 空欄  ア は、慣用句の一部です。当てはまる一文字を、解答欄に漢字で記しなさい。

問三 傍線部A「ひとり」を、より分かりやすい別の言葉に置き換える場合、次の中からもいふむやれわしいものを選び、その番号をマークしなさい。

- 1 例外的に
- 2 個人的に
- 3 ただ単に
- 4 一例として

問四 傍線部Bの「御主意を相弁へ」について、次の問い合わせに答えなさい。

- ① この「御主意」の背景には、どのようなものがありますか。本文中から九文字で抜き出し、解答欄に記しなさい。  
② 「相弁へ」の意味としてふさわしいものを次の中から選び、その番号をマークしなさい。

- 1 対処する      2 堪忍する      3 称賛する      4 理解する

問五 傍線部C「總体の響き」とは、この場合どのような意味でしょうか。次の中からもつともふさわしいものを選び、その番号をマークしなさい。

- 1 大局への影響      2 全国的な流行      3 総合的な判断      4 大勢の共感者

問六 傍線部Dの「相対」とは、どのような意味でしょうか。その説明として適当な記述を、本文中から十五文字で抜き出し、その箇所の最初と最後の三文字を、それぞれ解答欄に記しなさい。

問七 傍線部E「常に備はれ先を極め置き」とは、どのような意図をもつて行われた行為でしょうか。「 するため」の形で説明する場合、空欄に入る適語を、本文中から十八文字で抜き出し、その箇所の最初と最後の三文字を、それぞれ解答欄に記しなさい。

問八 傍線部F「全く正反対の精神」について、以下のように説明する場合、空欄に当てはまる適語を、それぞれ( )内の文字

数で本文中から抜き出し、それぞれ解答欄に記しなさい。ただし①・③は、最初と最後の三文字を記すこと。

江戸幕府は法令により  
①(25) のに対し、明治政府は (6) を目的として、 (3)(21) した。

問九 傍線部G「肩をならべて」と同じ意味で、やはり「肩」の字を含む二字の熟語を、解答欄に記しなさい。

問十 傍線部H「実質上決して自由ではなかつた」とあるのは、なぜですか。次の中からもつともやさわしいものを選び、その番号をマークしなさい。

- 1 弱者である資本家や労働者は、国家からの干渉を受けざるをえなかつたから。
- 2 弱者である労働者は、強者である資本家からの強制に対抗できなかつたから。
- 3 資本家は、数の上で勝る労働者に対して、対抗する手段を持たなかつたから。
- 4 労資の双方に異なる思惑があり、どちらも相手に妥協する必要があつたから。

問十一 傍線部Iの「鬼」とは、どのようなものの比喩ですか。次の中からもつともふさわしいものを選び、その番号をマークしなさい。

- 1 自分の利益のみをひたすら追求し、自由競争のルールを守らない資本家。
- 2 自身の利益を第一に考え、他の事業者との競争も辞さないような資本家。
- 3 国家の政策に対して配慮せず、自分の意志を押し通して憚らない資本家。
- 4 自分の事業のみに邁進し、労働者階級の生活に対する配慮を欠く資本家。

問十二 傍線部J「労働の低廉」をもつてその武器としながろうについて、次の問い合わせに答えなさい。

- ① 「労働の低廉」を実現するためには、資本家はどのような手段を用いましたか。本文中から七文字で抜き出し、解答欄に記しなさい。

- ② 「武器としながろう」とは、どのような意味ですか。次の選択肢の中から、もっともふさわしいものを選び、その番号をマークしなさい。

- 1 労働者への対抗策としないことがあるだろうか。
- 2 競争者への対抗手段とはしないであろう。
- 3 競争者への対抗策としないことがあるだろうか。
- 4 労働者への対抗手段とはしないであろう。

問十三 次の選択肢の中から、本文の主旨に沿うものを一つ選び、その番号をマークしなさい。

- 1 明治時代の法制には、資本家に有利な契約が結ばれないよう、厳格な規定が設けられていた。
- 2 明治時代以降、労資間に「相対」が認められたものの、実際には資本家側の決定権が強かつた。
- 3 明治時代には、西洋のclosed shopに倣って、雇夫らに「出入り場」を設けることが推奨された。
- 4 江戸時代には、庶民の生活を安定させるため、お触れ書きによる物価の統制が行われていた。

次の文章をよく読んで、設問に対する答えを、解答用紙の該当欄に記入、またはマークしなさい。

賄の筋は、その国政の害となること故に、古より深くこれをいましむることなれども、とにかくに止みがたきものにして、次第に増長し、近來は殊にはなはだしきことどもあり。それも主君たる人正しければ、さすがに身分重き役人は、おのづからたしなむこともあるべども、下々の役人は、上へは知れぬことをよくのみこみをるうへに、 B 万一知れても、身分軽ければ、高をくくりて、憚るところなく、何事にもこれをむさぼるなり。又主君ぐるみに昧きは、上中下おしなべて、いよいよはなはだしき」とあり。その中に 注<sup>1</sup> B たまたま廉直なる人有りても、その自分の役儀ばかりこそ廉直なれ、外々の防きにはならず。又目附・横目をつけても、多くはその人ぐるみに、この道に陥る故に、益あることなし。

總体近世は何事によらず、「の賄の行はれざることはなくして、公事訴訟に横しまなるさばきをなし、刑罰にあたらざる」と多きなどは、申すに及ばず。その外諸の作事普請などにつきて、この筋専ら行はるる」となり。それも少々づつのことは、さても有るべきなれども、はなはだしきことのみ多くして、全て賄を多く使へば、その仕方わろくとも、よしとしてこれを済まし、賄少なければ、よくても、わろしといひて、済まさず。それ故に下なる者もそこを計りて、すべきことをば多く手抜きをして、賄を使ひて、そのことの済むやうにし、又法度に背きたることをする者も、賄を使へば、見ぬふりをして、これを咎めざる故に、賄を行ひて悪事をなす者も世に多し。猶この外もこの筋につきては種々様々の正しからざること多くして、ことごとくは挙ぐるに暇あらず。余は推し量りて知るべきなり。

全て世の中にこの筋盛んなる故に、おのづから国政正しくは行はれがたく、又上に損失あることおびたたしく、下にも損害はなはだ多し。たとへば金千両入るべきところをも、役人へ三百両賄すれば、 E 両にて済む故に、下にも二百両の得あれども、上には E 両だけのところの損あり。あるいは E 両にて済むべきことも、賄をせざれば、七百両も八百両も入りて、その二百両三百両は脇道へ抜け行くやうのことも有りて、上にも利なく、下には大損ありて、あまつさへ上を恨み奉ることはなはだし。

F 上と下とははなはだ遠ければ、その吟味もとがくに行き届きがぬることなれば、これを止むる法は、まづ賄を取る者を禁むるのみならず、これを使ふ者を厳しくいましめて、何事によらず、いささかにても賄を使ふ者、相知るるにおいては、きつと曲事に申し付くべしとの旨を、常々触れおかれて、もし犯す者あらんには、一人二人厳しく咎められなどせば、使ふ者は勿論にて、取る人もおのづから気味わろかるべく、上の禁制ならんには、これを使はぬを怒ることもえせじ。そもそも賄は、使ふ者には咎なくして、罪は取る者にあることなれども、取る者をのみ制しては、止みがたければ、使ふ者をいましむるも、一つの權道<sup>G</sup>なるべきにや。

(本居宣長『秘本玉くしげ』による)

注1 目附=勤務ぶりなどを監察する役職。

注2 横目=横目附の略。目附の下で働く役職。

注3 作事普請=建築土木工事。

問一 傍線部A「おのづからたしなむ」との内容としてもっともふさわしいものを、次の選択肢の中から選び、その番号をマークしなさい。

- 1 たまたま賄賂の受け取りを断ること。
- 2 つい魔がさして不正を働くこと。
- 3 主君にならって風流を味わうこと。
- 4 自然と身を慎んで節度を守ること。

問二 二つの空欄 B に共通して入る語句としてもつともふさわしいものを、次の選択肢の中から選び、その番号をマークしなさい。

- 1 むしろ
- 2 たとひ
- 3 かへりて
- 4 さらじ

問三 傍線部C「公事訴訟に横しまなるさばきをなし」の例として、どのような」とがあるでしょうか。「」と」の形

で説明する場合、空欄に入るもつともふさわしい記述を、本文中から三十六文字で抜き出し、その最初と最後の三文字

を、それぞれ解答欄に記しなさい。

問四 傍線部D「」の筋盛んなる」の内容としてももつともふさわしいものを、次の選択肢の中から選び、その番号をマークしなさい。

- 1 上層部の役人は出費も多いので、賄賂が資金源として重宝されてしまつていて」と。
- 2 清廉な人も非難しないので、賄賂がこれ見よがしに推奨されてしまつていて」と。
- 3 送る側にも受け取る側にも利得があるために、賄賂が通用してしまつていて」と。
- 4 円滑な人間関係を築くために、賄賂が必要悪として横行してしまつていて」と。

問五 三つの空欄EFに共通して入る数字を漢字で解答欄に記しなさい。 (例)「99」ならば「九百九十九」。

問六 空欄Fに入る語句としてももつともふさわしいものを、次の選択肢の中から選び、その番号をマークしなさい。

- 1 しからば
- 2 しからずんば
- 3 しかしか
- 4 しかれども

問七 傍線部G「権道」の内容としてもつともふさわしいものを、次の選択肢の中から選び、その番号をマークしなさい。

- 1 目的を遂げるために、正道ではないもののやむをえずとられる方法。
- 2 誰もが異論を唱えることなどない、進んで行われるべき理想的な解決策。
- 3 抵抗勢力の反感を薄めるべく、仕方なく妥協を重ねていく後ろ向きな手法。
- 4 様々に解釈できる余地を残し、不満を表面化させずに取り組む現実的な対応。

問八 傍線部H「に」と同じ意味で傍線部の「に」が用いられているものを、次の選択肢の中から選び、その番号をマークしなさい。

- 1 月やあらぬ春や昔の春ならぬ我が身ひとつはもとの身にして(『古今和歌集』)
- 2 伊勢の海に遊ぶ海人ともなりにしか浪かきわけて見るめかづかむ(『後撰和歌集』)
- 3 あかなくに散りにし花のいろいろは残りにけりな君が袂に(『新古今和歌集』)
- 4 名にしおはばただ一ことをいふまでのしるべともなれ葛城の神(『頓阿法師詠』)

問九 問題文中には本来、「されば国政の大害下民の大患、この賄に過ぎたるはなし。」という一文があります。この一文が入るべき位置の直前の五文字を、解答欄に記しなさい。

問十 本文の内容と合致しないものを、次の選択肢の中から一つ選び、その番号をマークしなさい。

- 1 筆者は賄賂の悪弊が昔からあつたと考えているが、近年はとりわけその弊害が深刻化しているため、少額の賄賂であつても許さない姿勢を明示する必要性を説いている。
- 2 筆者は名君の下では賄賂もなくなると考えているが、贈収賄がもたらす甚大な害悪に思いをめぐらし、賄賂を罰する厳格な法を整備し適用していく重要性を訴えている。
- 3 筆者は少々の付け届け程度は本来差し支えないと考えているが、賄賂を見逃すことによる弊害を勘案し、付け届けそのものを禁止する法を設けた方がよいと論じてている。
- 4 筆者はもともと罪に問われるべきものは収賄側の人間のみだと考えているが、賄賂の横行を取り締まるために、贈賄側の人間を厳しく処罰することを一案として記している。







